

## 只見川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、只見川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、口頭、遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
3. 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、承認するものとする。
4. 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、第8条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい、うぐい	1月1日から12月31日まで
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで

2. 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は、福島民友新聞に掲載するものとする。
  - (1) 只見川漁業協同組合事務所
  - (2) 只見川漁業協同組合柳津支部事務所
  - (3) 只見川漁業協同組合三島支部事務所
  - (4) 只見川漁業協同組合金山支部事務局

(5) 只見川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第5条 前条に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2. 前項の公示については、前条第2項の規定を準用する。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い やまめ いわな	15センチメートル
うぐい	7センチメートル

(尾数の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
こ い うぐい やまめ いわな	50尾

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料	
こ い う ぐ い や ま め い わ な	手釣	1日	1,000円
	竿釣	1年	4,000円

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 只見川漁業協同組合事務所
- (2) 只見川漁業協同組合柳津支部事務所
- (3) 只見川漁業協同組合三島支部事務所
- (4) 只見川漁業協同組合金山支部事務局
- (5) 只見川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 発行者名
- (4) 写真貼付

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規定は、令和5年9月1日から施行する。